8．上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

⑴　現金及び預金明細　（単位：円）

区　分	金　額
普通預金	716,739,577
合　計	716,739,577

⑵　未払金明細　（単位：円）

相　手　方	金　額
退職手当15名分	15,042,342
株式会社ソフテム	21,287,070
新日本有限責任監査法人	10,500,000
株式会社テックジャパン	6,475,000
株式会社数理計画	6,468,000
辰野株式会社	6,083,322
その他未払金	65,614,915
合　計	131,470,649

裁決取消訴訟の判決確定の公告

東京弁護士会が同会所属弁護士　松崎　龍一会員（登録番号25578）に対してなした懲戒処分（業務停止２月・平成23年１月12日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成23年８月18日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成25年５月８日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成26年８月26日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成 26 年 11 月 27 日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 26 年 11 月 27 日　　愛知県教育委員会

1　本籍地、氏名、生年月日
　愛知県、所崎　英樹　昭和53年６月11日
2　免許状の種類、番号、授与年月日
　⑴　中学校教諭１種免許状（社会）、平14中１第0490号、平成15年３月20日
　⑵　高等学校教諭１種免許状（公民）、平14高１第1115号、平成15年３月20日
　⑶　高等学校教諭１種免許状（地理歴史）、平16高１第4638号、平成17年３月31日
3　授与権者　愛知県教育委員会
4　失効年月日　平成26年11月７日
5　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳～40歳代前後の男性、体長160㎝位、半袖シャツ、ハーフパンツ、ブリーフ着用、所持金品なし

上記の者は、平成26年10月18日佐渡市石名177番地から西北西約100ｍ先の海岸にて遺体で発見され、死後２～４か月経過していると推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨は当市の真楽寺にて保管してありますので、心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成 26 年 11 月 27 日
　新潟県　　佐渡市長　甲斐　元也

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性と思われ身長は152㎝

上記の者は、平成26年７月12日午後２時10分頃、清水区三保2018番地先、清水灯台から真方位154度25.4㎞付近海上において発見されました。死因は不明、死後３日～10日程度と推定されます。遺体は身元不明のため火葬を行い、遺骨は当市納骨堂にて保管しております。お心当たりのある方は、静岡市清水福祉事務所までお申し出ください。

平成 26 年 11 月 27 日
　静岡県　　静岡市長　田辺　信宏

公示送達

宮古都市計画事業鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定通知については、（同法第98条第５項及び第99条第２項の規定に基づき）送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 26 年 11 月 27 日
　宮古都市計画事業
　鍬ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業
　施行者　宮古市
　代表者　宮古市長　山本　正徳

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　埼玉県所沢市大字上安松1258番地の25
　氏名　間瀬　　誠
2　通知の内容
　文書番号　都第480号　平成26年10月１日
　従前の宅地
　　町名及び字名　宮古市港町
　　地番　41番６
　　地目　宅地
　　登記簿地積　149.78㎡
　　基準地積　165.93㎡
　仮換地
　　街区番号　45街区
　　画地番号　７－１画地
　　地積　155.75㎡
　従前の宅地
　　町名及び字名　宮古市港町
　　地番　41番７
　　地目　宅地
　　登記簿地積　390.08㎡
　　基準地積　432.14㎡
　仮換地
　　街区番号　45街区
　　画地番号　７－３画地
　　地積　405.65㎡
　従前の宅地
　　町名及び字名　宮古市港町
　　地番　41番８
　　地目　宅地
　　登記簿地積　148.42㎡
　　基準地積　164.42㎡
　仮換地
　　街区番号　45街区
　　画地番号　７－２画地
　　地積　154.36㎡
　仮換地の指定の効力発生の日
　　平成26年10月25日
　仮換地について使用又は収益を開始することができる日
　　別に定めて通知します。
　注意１　この通知に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
　　２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。
　教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
　　２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
　　３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。